

新生児特別定額給付金について

新生児の父又は母等、コロナ禍での不安を抱えながらの育児を行う方々への支援を目的として、陸別町新生児特別定額給付金事業を実施する。

(支給要件)

給付金は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に出生し、誕生日において陸別町内に住所を有する者（以下「新生児」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該新生児に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人）で、新生児の誕生日において町内に住所を有する者

(給付金)

新生児1人につき、1回100,000円を支給する。

(申請に必要な書類)

- 1 新生児特別定額給付金受給申請書
- 2 本人確認書類
マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写しなど
- 3 給付金の振込口座の確認書類
口座確認ができる通帳やキャッシュカードの写し

(その他)

令和3年4月1日から適用する。

お問い合わせ

陸別町役場総務課企画財政室

電話：0156-27-2141（内線215）

（裏面もあります）